

○事務取扱上の留意事項

1 共通事項

(1) 制度融資対象外の業種

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・農業・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）・漁業・金融業・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）・射幸性や遊興性の高い業種（公序良俗に反する業種）・本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など） |
|---|

(2) 事業経歴

ア 各融資制度要綱に規定されている事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算して差し支えない。

- (ア) 個人から法人に改組：代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (イ) 法人の一部を独立し、別法人を設立：実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (ウ) 事業承継：個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

イ 事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

(3) 制度融資の対象外

ア 設備資金には、特に要綱に定めのある場合を除き、次のものの取得に要する資金は除外するものとする。

- (ア) 土地（地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金及び事業承継資金における事業資産買取りに係る場合を除く。）
- (イ) 「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車は除く。）
- (ウ) 住居に供する設備

イ 設備資金については、申込窓口への申込時以前の契約又は既に設置されているものは、融資対象から除外する。

ウ 既借入金を借換えするための資金として、県制度融資（経営改善資金、小口零細企業貸付、経営改善資金借換枠、経済変動対策貸付、再生企業支援貸付、経営力強化資金及び開業パワーアップ支援資金を除く。）を利用することはできない。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。

エ 本県外における工場店舗等に係る資金については除外する。（新分野貸付の2及び経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金を除く。）

オ 法人設立のための出資金については除外する。（新分野貸付の2及び経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金を除く。）

カ 転貸資金については除外する。（短期経営改善資金において組合員への貸付けに利用する場合、新分野貸付において外国法人に対して金銭の貸付けを行う場合、経営革新計画で認められた事業に沿って貸付を行う場合及び事業承継資金において新たに買取りを行った中小企業者等へ貸付けを行う場合を除く。）

(4) 融資限度額

融資申込時点で既に別の県制度融資を受けている場合の融資限度額は、各融資制度要綱の規定にかかわらず、要綱に規定されている融資限度額と既融資残高との差額とする。

(5) 所定金利方式における利子補給率の取扱い

特別政策資金などの所定金利方式を適用する融資メニューの利子補給率は、「金融機関所定金利の1/2」または「当該融資メニューの利子補給率」のいずれか低い方とする。

(利子補給率の上限かつ所定金利上限の場合(例)) ※ただし、成長産業分支援資金は除く。

利子補給率の区分	所定金利(金融機関)	利子補給率(県)	融資利率(本人負担金利)
1.035%以内の場合	2.07%	1.035%	1.035%
0.67%以内の場合	2.07%	0.67%	1.4%
0.47%以内の場合	2.07%	0.47%	1.6%

※成長産業分野支援資金の所定金利については上限を設けない。

(利子補給率の上限かつ所定金利最低率(例))

利子補給率の区分	所定金利(金融機関)	利子補給率(県)	融資利率(本人負担金利)
1.035%以内の場合	2.07%	1.035%	1.035%
0.67%以内の場合	1.34%	0.67%	0.67%
0.47%以内の場合	0.94%	0.47%	0.47%

(利子補給率の上限未満の場合(例))

利子補給率の区分	所定金利例	適用する利子補給率	融資利率(本人負担金利)
1.035%以内の場合	2.00%の場合	1.00%	1.00%
0.67%以内の場合	1.00%の場合	0.50%	0.50%
0.47%以内の場合	0.90%の場合	0.45%	0.45%

(6) 補助金等の控除

国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金が活用される場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

(7) 他県業者の場合

本店等が他県にある企業においては、資金使途が本県所在の工場店舗等に係る場合は利用可能である。

(8) 県承認の可否等を判断する基準時

県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で実行する。

県承認の可否等の判断は、下表の基準時による。

なお、県承認の可否等の判断までの要する期間は、基準時にかかわらず、各資金の申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。

(保証任意のものに限る。)ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

資金名	保証	基準時
経営改善資金(経営改善資金借換枠を除く。)、短期経営改善資金、経営安定資金、中小企業災害対策資金、経営力強化資金、開業パワーアップ支援資金	必須	静岡県信用保証協会(以下「協会」という。)受付時
新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、新エネ・省エネ設備等導入促進資金、ふじのくにフロンティア推進資金、事業承継資金	任意	県受付時
経営改善資金借換枠	任意	協会受付時(保証を付す場合)又は県受付時(保証を付さない場合)

(9) 提出書類

ア 申込書類に添付する商業登記簿謄本の写し、納税証明書及び印鑑証明書については、発行後6か月以内のものを提出するものとする。

イ 商業登記簿謄本の写しについては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書及び定款の写しでも可とする。

ウ 要綱の定める提出書類で県承認の可否を判断できない場合は、要綱の定める提出書類以外に提出書類を求める場合がある。

(10) 変更申請、承認後の融資条件の変更

制度融資申込書提出時にやむを得ない事情等で未確定事項がある場合や申込み後に事情の変化が生じた場合、金融機関は遅滞なく県にその旨を報告し、対応を協議する。

県との協議の結果、県からの求めに応じ、確約書(様式第1号の参考別紙その1)や変更申請書(様式第1号の参考別紙その2)あるいは別途、必要な書類等を作成し提出する。

(11) 融資対象者の県外移転

県外へ移転した日の属する月の月初残高までを利子補給金の算定の対象とする。

(12) 融資実行後、融資条件等を変更した場合の利子補給金

融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

2 事業資金

(1) 経営改善資金

中小企業事業資金融資制度要綱別表中の資金使途の設備資金とは、次のものをいう。

- ア 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に必要な資金
- イ 工場（工場に付置する事務室・更衣室・食堂及び宿直室を含む。）及び倉庫の新築、増築、改装、改造に必要な資金
- ウ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に必要な資金
- エ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に必要な資金
- オ 店舗及び事務所施設の新築、改築若しくは、改造又はこれらに附帯する施設の整備に必要な資金
- カ 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に必要な資金
- キ 旅館業法（昭和 33 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項の旅館業における宿泊施設の整備に必要な資金
- ク 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に必要な資金
- ケ 小売商業者及び旅館（簡易宿泊施設を含む。）業者が経営の近代化を達成するために必要な共同施設で次表に掲げる施設の整備に必要な資金

対象	小売商業者	旅館業者
共同 施設	(ア) 共同店舗	(ア) 共同スポーツ施設
	(イ) 連鎖的組織の本部施設	(イ) 共同炊飯施設
	(ウ) 街路灯、アーケード、アーチ、共同看板	(ウ) 駐車場施設
	(エ) 共同外装、歩道のカラー舗装	(エ) その他知事が特に必要と認めたもの
	(オ) 自転車置場、駐車場施設	
	(カ) その他知事が特に必要と認めたもの	

(2) 経営改善資金（小口零細企業貸付）

同要綱別表中の融資限度額の「全ての信用保証協会の保証付き既借入残高」には、根保証、当座貸越等の極度額がある保証を利用している場合の極度額を含む。

(3) 経営改善資金（経営改善資金借換枠）

- ア 同要綱別表中の融資対象者の「静岡県中小企業融資制度資金」とは、経済産業部所管の静岡県中小企業融資制度の資金をいう。
- イ 同要綱別表中の融資対象者の「特例保険付き信用保証」とは、協会の保証のうち、経営安定関連保証（中小企業信用保険法（以下「信用保険法」という。）第 2 条第 5 項第 6 号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るものを除く。）、東日本大震災復興緊急保証、創業等関連保証、創業関連保証以外の特例保険を付するものをいう。
- ウ 同要綱別表中の融資対象者の「元金月賦償還額」とは、現に償還の開始されている元金月賦額をいう。ただし、複数の資金又は貸付を一本化して借り換える場合は、この限りでない。
- エ 経営安定関連保証（信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るもの）を付そうとする場合には、原則として再生企業支援貸付の利用を優先するものとする。ただし、本借換枠を利用する方が申込人にとって有利と判断される

場合は、この限りでない。

オ 本借換枠において、県制度融資既借入金残高を増額せずに、期限の延長をする場合は、本借換枠の対象外とする。（ただし、複数の融資を一本化し、借り換える場合を除く。）

3 経営安定資金（経済変動対策貸付）

- (1) 中小企業経営安定資金融資制度要綱別表の融資対象者1アの「最近3か月」及び「最近6か月」とは、原則として申込日の属する月の前月を基準とする。

ただし、早急に融資が必要な場合で、申込が月初等のために、売上高等を確認する書類（試算表等）の作成が間に合わないものについては、例外的に前々月を基準として売上高を計算することができる。この場合、申込者は売上減少状況等報告書（様式第3号）又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号）に理由を記載すること。

なお、融資要件の確認にあたっては、売上高減少状況等報告書又は原油・原材料高騰の影響状況等報告書に添付された確認書類が写しの場合には、原本照合を行い、担当者が報告書に記名押印すること。

- (2) 信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

4 経営安定資金（連鎖倒産防止貸付）

中小企業経営安定資金融資制度要綱別表の提出書類の「融資対象者を証する書類」とは、経営安定関連保証を利用する場合にあつては、信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書（協会様式参照）、その他にあつては、指定企業に係る不渡手形等指定企業に対する取引状況を証するものをいう。

5 経営安定資金（再生企業支援貸付）

- (1) 中小企業経営安定資金融資制度要綱別表の融資対象者2の事業再生計画等は、次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

イ 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

ウ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画

エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画

カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画

キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

ク 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

ケ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であつて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第

20条に規定する決定において特定されたもの

コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

(2) 同要綱別表の資金使途1の返済資金は、株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構が金融機関から資産買取りした事業性の貸付債権の返済に充てるものに限る。

6 開業パワーアップ支援資金

(1) 特別政策資金融資制度要綱別表の融資対象者の「県内で事業を営む」とは、法人にあつてはその登記上の本店の所在地を、個人事業者にあつてはその住所を県内に置いて、融資期間中、事業の全部又は一部を県内において営む（営もうとする場合を含む。）ことをいう。

(2) 同要綱別表の融資対象者1の「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は融資実行日とする。

(3) 同要綱別表の融資対象者1及び2の「5年」の起算日は、法人にあつては登記簿上の法人設立登記年月日、個人事業者にあつては事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）とする。

(4) 同要綱別表の資金使途の「設備資金及び運転資金」には新法人設立のための資本金は含まないものとする。

(5) 同要綱別表の融資限度額の「自己資金」とは、次に掲げるもののうち、創業予定の事業に充てるために用意したものをいう。

ア 普通預金、定期預金等残高の証明できるもの

イ 有価証券（上場株式、国債、地方債など）

ウ 敷金、入居保証金

エ 申込前に導入した事業用設備（不動産を除く。）

オ その他客観的に評価可能な資産（不動産を除く。）

7 新事業展開支援資金（新分野貸付）

(1) 新分野とは、原則として、日本標準産業分類の細分類が異なるものをいう。

(2) 新分野に進出する際に代表者個人が出資して新たに法人を設立する場合を融資対象者に含むものとする。

(3) 静岡県特別政策資金融資制度要綱別表における「新分野に進出しようとする」とは、次のものをいう。

ア 今後新たな事業を開始する場合

イ 新たな事業に着手して1年以内の場合

8 新事業展開支援資金（経営革新等貸付）

(1) 本貸付の利用に当たっては、各計画における資金計画に沿った融資申込を行うこと。

(2) 経営力向上計画に基づき、経営力向上関連保証を付す場合には、融資期間が運転資金5年以内（据置期間1年以内）、設備資金7年以内（据置期間1年以内）となるので、利用に当たっては注意すること。

9 新事業展開支援資金（少子化対策・障害者雇用支援貸付）

(1) 特別政策資金融資制度要綱第10(2)の「新規雇用が確認できる書類」とは、次のものをいう。

ア 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

イ 新規雇用者の障害者手帳の写し

(2) 同要綱別表中の「常用雇用」とは次のものをいう。

ア 雇用期間の定めがない雇用

イ 一定の雇用期間が反復更新され、1年を超えて継続している雇用

ウ 雇入れの時から1年を超えて継続すると見込まれる雇用

(3) 同要綱別表の融資対象者3の「新たに障害者を常用雇用する」とは、融資申込日から原則として6か月以内に常用雇用する障害者の数が新規に1人以上増加することをいう。

(4) 申込人が、雇用する障害者（新たに雇用する障害者を含む）の個人情報を経済活動支援センターに取得、利用し、県又は申込窓口へ提供、報告するにあたっては、利用目的等を明示し、本人の同意を得ること。

10 防災・減災強化資金

(1) 特別政策資金融資制度要綱別表の特定建築物とは建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第1号に定める既存耐震不適格建築物であって、同法第14条第1号の要件を満たす昭和56年5月31日以前に建築された建築物をいう。

(2) 同要綱別表の防災・減災強化貸付の資金使途1は、次のものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断の実施に必要な資金

ただし、耐震改修促進法第4条第2項第3号に適合した耐震診断（以下「耐震診断」という。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震改修の計画の策定に必要な資金

ただし、耐震診断の結果に基づき策定する計画であって、次のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県（くらし・環境部）の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。

(イ) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。

(ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けようとするものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であつて、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものの建替えに必要な資金（建替え後の面積が現有建築物の面積の1.5倍を超える場合にあつては、1.5倍を超えない範囲）

ただし、次の条件を満たすこと。

(ア) 県（くらし・環境部）で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。

(イ) 現有建築物（法人の代表者又は個人事業者の前事業者である親が有する場合を含む。）を廃棄するものに限る。

エ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により改修が必要と認められたものの改修に必要な資金

ただし、次のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県（くらし・環境部）の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。

(イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の 1.0 以上を満たしていること。

(ウ) 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。

オ 建築物の非構造部材の耐震性を向上させる改修に必要な資金

ただし、大規模空間をもつ建築物の天井材及びタイル張りの外壁材にあつては、次の条件を満たすこと。

(ア) 大規模空間をもつ建築物の天井材にあつては、（一社）新・建築士制度普及協会が発行した「平成 25 年 10 月建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」に基づく対策をしていること。

(イ) タイル張りの外壁材にあつては、（一財）日本建築防災協会が発行した「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」に基づく対策をしていること。

カ アスベストの飛散防止等に必要な資金

ただし、吹付けアスベストにあつては、（一財）日本建築センターが発行した「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」に基づく対策をしていること。

キ エレベーターの防災対策改修に必要な資金

ただし、（一財）日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の解説 2009 年版」に基づく対策をしていること。

ク ブロック塀、石塀等（以下「囲障」という。）及び広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金

ただし、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 地震発災時に落下、転倒して、周辺住民等の第三者や周辺等の公共施設に被害を与えるおそれがあるものに限る。

(イ) 囲障の建替え又は改修は、県（くらし・環境部）が発行した「ブロック塀の点検と改善」で示す工法によること。

ケ 消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設置及び耐震性を向上させる改修に必要な資金

ただし、防火井戸にあつては、内径 300 ミリメートル以上、肉厚 6.9 ミリメートル以上の防火井戸又はこれと同等以上のもので、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）第 3 条

第1項に適合するものとする。

コ 次の表に掲げる危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修（法令により義務付けられている設備を除く。）に必要な資金

法 律	施 設
消防法（昭和23年法律第186号）	危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所 （例）ガソリンスタンド、石油製造業
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	火薬類の製造施設及び火薬庫
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	高圧ガスの製造のための施設及び貯蔵所 （例）塩素タンク、液化酸素タンク、冷凍機
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）	毒物及び劇物を扱う製造所及び営業所
鉱山保安法（昭和24年法律第70号）	鉱山
ガス事業法（昭和29年法律第51号）	ガス工作物（例）都市ガスタンク

サ 機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために必要な資金

シ 次に掲げる施設等の設置に必要な資金

(ア) 消防用設備（消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く。）

(イ) 応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）

(ウ) 無線通信施設

ス 避難路及び避難地（津波避難タワー等）の整備に必要な資金

セ クただし書き(ア)に該当する囲障及び広告看板等の撤去に必要な資金（建替え又は改修のための撤去を除く。）

ソ 地盤改良等（基礎杭打設、表層改良、切土工等）に必要な資金

ただし、静岡県第4次地震被害想定（以下「第4次地震被害想定」という。）において、液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）又はやま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）において実施するものに限る。

タ 浸水防止のための工事（嵩上げ等）、工作物（擁壁等）の設置又は改修に必要な資金

ただし、第4次地震被害想定において、津波浸水地域（浸水深1cm以上）において実施するものに限る。

(3) 同要綱別表の防災・減災強化貸付に係る資金使途2については、次の点に留意すること。

ア 同要綱第10(7)の「策定した事業継続計画が確認できる書類」とは、次のものをいう。

(ア) 事業継続計画書

(イ) 自己診断チェックリスト

イ 自己診断チェックリストとは、県の定めるBCPモデルプラン（第1版）の自己診断チェックリストまたはBCPモデルプラン（第3版）の自己評価チェックリストをいい、事業継続計画書は、自己診断チェックリストまたは自己評価チェックリストの必須項目を満たすものであること。

(4) 同要綱別表の特定建築物耐震化特別貸付に係る資金使途は、次のものをいう。

ア (2)ア又はイに該当するもの

イ (2)ウ又はエに該当するもの

ウ (2)オからタのいずれかに該当するもの（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

エ 耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金（(2)ウ又はエに付随して生じるものに限る）

(5) 金利一覧表注2の「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」と

は、次のものをいう。なお、防災・減災強化貸付に係る資金使途2について、これを準用する。

ア 「建築物の建替え」とは、(2)ウに該当するものをいう。

イ 「耐震補強」(改修に限る。)とは、(2)エ又はクに該当するものをいう。

ウ 「耐震補強」(改修を除く。)とは、(2)サに該当するものをいう。

エ 「地盤改良等」とは、(2)ソに該当するものをいう。

オ 「浸水防止」とは、(2)タに該当するものをいう。

(6) 同要綱第10(3)及び別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。(以下同じ。)

(7) 同要綱別表の提出書類中の「現有建築物の登記事項証明書等」とは、登記事項証明書のほか、固定資産税の評価証明書など公的な証明ができるものをいう。

(8) 同要綱第10(4)及び別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。

(9) 同要綱第10(6)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。

ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し

イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し

ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真

エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し

(10) 特定建築物耐震化特別貸付において、静岡県信用保証協会の保証を付して運転資金のみ融資を受ける場合、融資期間は最大10年間(据置期間1年)とするものとする。

(11) (2)ウ又はエ若しくは(4)イの資金使途と併せて他の資金使途に係る費用((4)エに係る費用を除く)を申し込む場合については、当該他の資金使途についても、金利一覧表中における防災・減災強化資金の各貸付下段の各融資利率等を適用する。

11 地震リスク分散資金

地震リスク分散資金については、次の点に留意すること。

(1) 特別政策資金融資制度要綱別表の地震リスク分散とは、第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う次のアからエの要件を満たす移転又は分散(新設を含む。)をいう。

ア 第4次地震被害想定において次のいずれかに該当するもの、又は昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたものであること。

(ア) 津波浸水地域(浸水深1cm以上)にあるもの

(イ) 液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中)にあるもの

(ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域(ランクA・B)にあるもの

イ 事業所等の計画地は、第4次地震被害想定において、次に掲げる地域以外であること。ただし、当該地域に立地することがやむを得ないと認められる場合で、地盤改良、盛り土、防護壁

等の対策を講ずるときはこの限りでない。

(ア) 津波浸水地域（浸水深 1 cm 以上）

(イ) 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）

(ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランク A・B）

ウ 計画地の事業所等においては、第 4 次地震被害想定に対する対策を講ずること。

エ 現在地における跡地利用及び計画地における周辺の景観への配慮を行うこと。

(2) 本資金の融資対象者は、同時かつ同一の資金使途にふじのくにフロンティア推進資金の利用はできないものとする。

(3) 同要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2 年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築に要する資金

県（くらし・環境部）で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。

ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

ただし、地震対策済みであるもの又は耐震改修計画書が策定済みであり、1 年以内に次のいずれかの条件を満たす改修を行うものに限る。

(ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県（くらし・環境部）の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。

(イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の 1.0 以上を満たしていること。

(ウ) 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。

エ 工作物の建設又は取得に要する資金

オ 機械、設備等の取得に要する資金（移転又は分散に伴い更新する場合を含む。）

カ (1)ウ及びエに要する資金（計画地におけるものに限る。）

キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）

(4) 同要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。（以下同じ。）

(5) 同要綱別表の提出書類中の「耐震診断を要する場合」とは、(1)アにおいて、耐震診断の結果を要する場合をいう。

(6) 同要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前 1 年以内に作成されたものとする。

(7) 同要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。

(8) 同要綱第 10(10)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。

- ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し
 - イ 耐震改修促進法第22条第2項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し
 - ウ 耐震改修促進法第22条第3項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真
 - エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (9) 本資金については平成30年度限りとし、融資実行は平成31年2月28日までに行うものとする。

12 新エネ・省エネ設備等導入促進資金

- (1) 金利一覧表の2特別政策資金注3の「新エネ設備特別型」とは、太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備及びこれらの設備と複合的に導入される省エネ効果のある設備等をいう。
- (2) 「新エネ・省エネ設備等」にはエネルギーの使用の合理化に資する施設を含むものとし、次に掲げるいずれにも該当するものをいう。なお、下のア及びイについて、証明する書類を提出するものとする。
 - ア 中小企業信用保険法施行規則別表第二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる設備
 - イ 省エネ性能が最新性能であること、又は省エネ効果のある設備であること。

13 成長産業分野支援資金

(1) 成長産業分野支援貸付

成長産業分野とは、医療・福祉機器等、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業及びCNF関連の分野をいう。

(2) クラスター産業分野支援貸付

ア 静岡新産業集積クラスターとは、ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ及びフォトンバレーをいう。

イ クラスター関連分野事業とは、ファルマバレーの医療・健康関連産業、フーズ・サイエンスヒルズの食品関連産業及びフォトンバレーの光・電子技術関連産業をいう。

(3) 同要綱別表資金使途の項中「設備投資」とは、次のものをいう。

ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金

ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。

イ 建築物の建築、増築に要する資金

ウ 建築物の取得（改修を含む。）に要する資金

エ 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に要する資金

オ 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に要する資金

- カ 事務機器、小型貨物自動車等の導入に要する資金
 - キ 店舗及び事務所施設に附帯する施設の整備に要する資金
 - ク 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に要する資金
 - ケ 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に要する資金
- (4) 本資金のうちクラスター産業分野を除く成長産業分野支援貸付については平成 32 年度限りとし、融資実行は平成 33 年 2 月 28 日までに行うものとする。

14 ふじのくにフロンティア推進資金

ふじのくにフロンティア推進資金については、次の点に留意すること。

- (1) 特別政策資金融資制度要綱別表のふじのくにフロンティア推進区域とは、次のものをいう。
- ア 総合特別区域法第 31 条第 1 項の規定に基づく指定申請において掲げた「目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業」に係る「対象区域の範囲」と示した 35 市町の区域のうち、市町の申請に基づき構想の実現に必要と県が指定する区域
 - イ 市町の申請に基づき「ふじのくにのフロンティア」を拓く取組全体構想の実現に必要と県が指定する区域
- (2) 計画地及び事業所等については、第 4 次地震被害想定における次に掲げる地域では、地盤改良、盛り土、防護壁等の第 4 次地震被害想定に対する対策を講ずること。
- ア 津波浸水地域（浸水深 1 cm 以上）
 - イ 液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）
 - ウ やま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランク A・B）
- (3) 本資金の融資対象者は、同時かつ同一の資金使途に地震リスク分散資金の利用はできないものとする。
- (4) 同要綱別表の資金使途は、次に掲げるものをいう。
- ア 土地の取得（造成費を含む。）に要する資金
ただし、土地を先行取得する場合は、計画地において、2 年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。
 - イ 建築物の建築・増築に要する資金
県（くらし・環境部）で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。
 - ウ 既存建築物の取得（改修を含む。）に要する資金
ただし、地震対策済みであるもの又はふじのくにフロンティア推進区域の事業内容に合致したものであり、1 年以内に次のいずれかの条件を満たした改修を行うものに限る。
 - (ア) （一財）日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県（くらし・環境部）の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。
 - (イ) （一財）日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の 1.0 以上を満たしていること。

- (ウ) 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。
- エ 工作物の建設又は取得に要する資金
- オ 機械、設備等の取得に要する資金
- カ (2)に要する資金（計画地におけるものに限る。）
- キ 土地、建築物等の登録等にかかる費用（固定資産台帳に計上するものに限る。）
- (5) 同要綱別表の提出書類中の「耐震改修計画の認定書の写し」とは、耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく耐震改修計画の認定通知書の写しをいう。
- (6) 同要綱別表の提出書類中の「既存建築物を取得する場合」の「耐震診断結果報告書」は、融資の申込み前 1 年以内に作成されたものとする。
- (7) 同要綱別表の提出書類中の「耐震判定委員会の判定書の写し」とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が耐震診断結果報告書の妥当性について静岡県の耐震基準に基づき判定を行い発行した判定書の写しをいう。（以下同じ。）
- (8) 同要綱第 10(12)の「地震対策済みであることを証する書類」とは、次のいずれかの書類をいう。
 - ア 耐震改修促進法の規定による計画の認定事務取扱要領に基づく工事完了確認書の写し
 - イ 耐震改修促進法第 22 条第 2 項の規定による所管行政庁から受けた基準適合建築物の認定通知書の写し
 - ウ 耐震改修促進法第 22 条第 3 項の規定による基準適合建築物であることが確認できるプレートの写し又は写真
 - エ 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (9) 本資金については平成 34 年度限りとし、融資実行は平成 35 年 2 月 28 日までに行うものとする。

15 事業承継資金

- (1) 本資金に係る事業承継においては、中小企業者の所有と経営の一致を原則とする。
- (2) 本資金における融資実行は、事業承継契約締結後 5 年以内に行うこと。
- (3) 承継者が株式を取得する場合については、原則として議決権を有する株式の 50%超を取得すること。ただし、議決権を有する株式の 50%超を複数回に分割して取得する場合はこの限りではない。
- (4) 法人における従業員への株式譲渡については、原則として承継後に当該従業員が代表者となる場合に限る。
- (5) 本資金の対象となる株式は議決権を有するものに限る。
- (6) 投資目的の株式取得又は事業資産の買取りについては、本資金の対象としない。
- (7) 事業資産の買取りは資産の一部の場合と全部の場合いずれも融資対象とする。ただし、非承継部門の債務につき、被承継者による債務返済の目途が立たない場合を除く。
- (8) 静岡県信用保証協会の保証を付す場合、資金使途等により融資対象者が限定されることがあるため、利用に当たっては事前に確認を行うこと。
- (9) 子会社化や事業譲渡等に当たっては、被承継者側の従業員の雇用確保に努めること。

16 協会が定める書類

県融資制度資金申込書に添付する書類中、協会が定める書類とは、次のものをいう。

なお、金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)、(2)、(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

(1) 各融資制度とも共通のもの

- ア 保証申込関係書式一式(個人情報の取扱いに関する同意書、個人情報の提供に関する同意書、信用保証委託契約書、信用保証委託申込書、保証人等明細、申込人(企業)概要)
- イ 直近2期分の確定申告書(決算書、別表、勘定科目明細一式)
- ウ 残高試算表(決算期から6か月以上経過している場合)
- エ 商業登記簿謄本、定款(前回提出分と変更がない場合は省略可)
- オ 印鑑証明書(前回提出分と変更がない場合は省略可)
- カ 設備見積書、同計画書(設備資金の場合に必要)

(2) 別に必要となるもの

ア 納税証明書

- (ア) 協会が定める一定の残高を超える場合

この場合、所得税(法人税)の納税証明書その1及びその2

- (イ) 特別小口保証(無担保・無保証人)にかかる場合

この場合、所得税(法人税)、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

- イ 許認可証等(許認可等を必要とする事業を営む方の場合)

- ウ 従業員数確認資料(資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合)

原則、下記いずれかの書類が必要

- (ア) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

- (イ) 日本年金機構等公的機関による証明書

- エ 住民票又は在留カード(写)若しくは特別永住者証明書(写)(代表者又は連帯保証人が外国人の場合)

- オ 特定中小企業者に係る認定書(市町長認定のもので特例扱い(別枠)となる場合)

- (ア) 国の指定する事業活動の制限により影響を受けているもの(別掲 静岡県信用保証協会様式編)(信用保険法第2条第5項第2号)

- (イ) 国の指定業種(別掲 静岡県信用保証協会様式編)(信用保険法第2条第5項第5号)

- カ 開業パワーアップ支援資金の融資対象者(融資対象者1の場合)

- (ア) 創業・再挑戦計画書

- (イ) 自己資金の形成を証する書類

(通帳、照合表、証書、取引通知書、賃貸借契約書、預り証、領収書等)

- (ウ) 資格要件申告書(融資対象者1エ、オについて再挑戦支援保証を利用する場合)

- キ 節電効果計画書(エネルギー需給安定対策保証を利用する場合)

- ク 新事業展開支援資金(新分野貸付)(新事業展開関連保証を利用する場合)

- (ア) 新事業展開計画書(様式1号)

- (イ) 収支計画(様式2号)

- (ウ) 資金繰り表 (様式 3 号)
- ケ 新事業展開支援資金 (新分野貸付) (海外投資関係保証を利用する場合)
 - (ア) 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書 (資金使途イ、ウ、エの場合)
 - (イ) 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書 (資金使途ウ、エの場合)
- (3) その他
 - ア 根抵当権設定をする場合
 - (ア) 不動産登記簿謄本
 - (イ) 公図 (地積・測量図)
 - (ウ) 建物図面、各階平面図
 - (エ) 住宅地図 (所在地略図)
 - (オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書 (借地に根抵当権を設定する場合)
 - (カ) 所得税 (法人税) 及び消費税の納税証明書その 3 の 2 (個人) 又はその 3 の 3 (法人)
(新規に担保を設定する場合等)
 - イ 組合が転貸資金として借入する場合
 - (ア) 定款
 - (イ) 組合員名簿
 - (ウ) 組合同約
 - (エ) 転貸及び転借に関する確認書
 - (オ) 総会議事録 (借入金最高限度額の決議がされたもの)

静岡県中小企業融資制度資金申込に係る確約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

又は所在地

氏 名 ⑩

(法人の名称及び代表者の氏名)

電話 () 局 番

年 月 日付け静岡県中小企業融資制度資金 () 申込書(様式第1号)の「中小企業者記入欄」について、下記のとおり申込時点における未確定事項があるため申し出るとともに、確定次第速やかに、金融機関を通じて変更申請書を提出することを確約します。

記

1 未確定内容

該当項目 (該当するものに○)	項目	未確定理由	備考：申込書記入内容
	融資申込金額		
	融資希望期間		
	融資希望時期		
	融資希望金融機関		
	資金計画		
	資金使途		
	その他		

2 未確定内容の確定予定時期

年	月	初旬・中旬・下旬 (いずれかに○)
---	---	-------------------

静岡県中小企業融資制度資金 変更申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所

または所在地

氏 名

㊟

(法人の名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

年 月 日付で提出した静岡県中小企業融資制度資金 () 申込書 (様式第1号) について、下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1 変更申請内容

該当部分に○	項目	変更前	変更後
	融資申込金額		
	融資希望期間 (据置期間)		
	融資希望時期		
	融資希望金融機関		
	資金計画		
	資金使途		
	申込窓口 (金融機関支店名)		
	所定金利 (A)		
	県利子補給率 (B)		
	融資利率 (A - B)		
	保証機関の利用		
	その他		

2 取扱い金融機関 (問合せ先)

金融機関支店名	
担当者 職・氏名	
電話番号	

様式第1号の参考別紙その1【申込に係る確約書】(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(記入例)

静岡県中小企業融資制度資金申込に係る確約書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 川勝 平太 様

申込者の住所 〇〇市□□区……

又は所在地

氏 名 △△株式会社

代表取締役社長 〇〇 □□ 印

(法人の名称及び代表者の氏名)

電話 () 局 番

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け静岡県中小企業融資制度資金(□□……支援貸付)申込書(様式第1号)の「中小企業者記入欄」について、下記のとおり申込時点における未確定事項があるため申し出るとともに、確定次第速やかに、金融機関を通じて変更申請書を提出することを確約します。

記

1 未確定内容

該当項目 (該当するものに○)	項目	未確定理由	備考：現状の申込書記入内容
○	融資申込金額	(例) 〇〇を調整中のため。	□□, 000, 000 円
○	融資希望期間		△△箇月
○	融資希望時期		〇〇年〇〇月
○	融資希望金融機関		〇〇銀行
	資金計画		
○	資金使途	詳細調整中のため。	〇〇の設備資金
	その他		

2 未確定内容の確定予定時期

平成〇〇 年	〇〇 月	初旬・中旬・下旬 (いずれかに○)
--------	------	-------------------

様式第1号の参考別紙その2【変更申請書】(用紙 日本工業規格 A4 縦型)

(記入例)

静岡県中小企業融資制度資金 変更申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

静岡県知事 氏 名 様

申込者の住所 □□市△△区…

または所在地

氏 名 ○〇株式会社…

代表取締役社長 ○〇 ○〇



(法人の名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

平成〇〇年〇月〇〇日付けで提出した静岡県中小企業融資制度資金(□□□□支援貸付)申込書(様式第1号)について、下記のとおり変更申請書を提出します。

記

1 変更申請内容

該当部分に○	項目	変更前	変更後
○	融資申込金額	□,000,000円	□□銀行 △,000,000円 △△銀行 □,000,000円
○	融資希望期間 (据置期間)	〇〇箇月	〇〇〇箇月
○	融資希望時期	〇〇年〇〇月	平成〇〇年〇月〇日
○	融資希望金融機関	□□銀行	□□銀行 ○〇支店 △△銀行 ◎◎支店
	資金計画		
	資金使途		
	申込窓口 (金融機関支店名)		
	所定金利(A)		
	県利子補給率(B)		
	融資利率(A-B)		
	保証機関の利用		
	その他		

2 取扱い金融機関(問合せ先)

金融機関支店名	□□銀行 ○〇支店	△△銀行 ◎◎支店
担当者 職・氏名	□□課 ○〇 ○〇	□□課 ○〇 ○〇
電話番号	() -	() -